

# 花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業実施要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 事業所の登録（第5条—第11条）
- 第3章 緊急時支援（第12条—第21条）
- 第4章 雑則（第22条・第23条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の重度化及び高齢化並びに家族の支援が受けられなくなることを見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、居住支援のための必要な機能を整備し、提供することを目的とした地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する者をいう。
- (2) 障がい児 法第4条第2項に規定する者をいう。
- (3) 地域生活支援拠点等事業 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第2の3に規定する地域生活支援拠点等をいう。
- (4) 障害福祉サービス等事業者 法第36条第1項の規定により指定を受けた指定障害福祉サービス事業者、法第38条第1項の規定により指定を受けた指定障害者支援施設設置者、法第41条の2第1項の規定に基づき法第36条第1項の規定により指定を受けた共生型障害福祉サービス事業者、法第51条の19第1項の規定により指定を受けた指定一般相談支援事業者及び法第51条の20第1項の規定により指定を受

けた指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により指定を受けた指定障害児通所支援事業者及び児童福祉法第24条の28第1項の規定により指定を受けた指定障害児相談支援事業者をいう。

- (5) 緊急時 障がい者等の介護者の急病、緊急入院その他突発的な事態、又は障がい者等の障害の特性に起因して生じた事態により、在宅での生活ができない状況となり、当日又は翌日に支援が必要な場合をいう。

（事業の実施主体等）

第3条 地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）の実施主体は、花巻市とし、複数の障害福祉サービス等事業者及び関係機関の連携による面的な支援体制を整備するものとする。

2 前項の規定により整備し、提供する機能は、次に掲げるものとする。

- (1) 相談の機能 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う。
- (2) 緊急時の受入・対応の機能 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急時の受入及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う。
- (3) 体験の機会・場の機能 共同生活援助等の障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する。
- (4) 専門的人材の確保・養成の機能 医療的ケアが必要な者又は行動障害のある者若しくは高齢化に伴い重度化した障がい者に対して専門的な対応を行う体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う。
- (5) 地域の体制づくりの機能 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。

3 事業の検証及び評価は、前項に掲げる機能の充実を図るため、花巻市地域自立支援協議会設置要綱（平成27年花巻市告示第68号）第2条の規定により設置する花巻市地域自立支援協議会に意見等を求め、行うものとする。

（事業の対象者）

第4条 前条第2項第1号及び第2号に規定する機能の事業の対象者は、市内に住所を有する在宅の障がい者等であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障がい者等と介護者のみが同居（同一の住宅に住むことをいう。以下同じ。）する者
  - (2) 障がい者等と同居する者が全て65歳以上であること。
  - (3) 障がいに起因して生じた症状により介護者の介護を受けることが困難となるおそれのある者
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- 2 前条第2項第3号から第5号までの事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 市内に住所を有し、在宅で生活する障がい者等
  - (2) 市から法第19条の規定により介護給付費等の支給決定を受けている障がい者又は当該支給決定の対象となる障がい児
  - (3) 市から法第51条の7第1項の規定により地域相談支援給付費等の給付決定を受けている障がい者
  - (4) 市から法第51条の16の規定により計画相談支援給付費等の支給を受けている障がい者
  - (5) 市内に住所を有し、児童福祉法第24条の3第2項の規定により障害児入所給付費の支給決定を受けている者の当該支給決定の対象となる障がい児
  - (6) 市から児童福祉法第21条の5の5第1項の規定により障害児通所給付費等の給付決定を受けている者の当該給付決定の対象となる障がい児
  - (7) 市から児童福祉法第24条の25第1項の規定により障害児相談支援給付費の支給を受ける者の当該支給の対象となる障がい児
  - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

## 第2章 事業所の登録

（事業所の申請及び登録）

第5条 第3条第2項に規定する事業の機能の一部又は全部を担おうとする障害福祉サービス等事業者（次項において「登録申請者」という。）は、事業所ごとに花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業所認定等決定通知書（様式第2号）により速やかに

登録申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、事業の機能の一部又は全部を担うものとして認める事業所を花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業所登録名簿（様式第3号。以下「事業所登録名簿」という。）に登録し、公表するものとする。

（事業所登録内容の変更）

第6条 事業所登録名簿に登録する事業所（以下「登録事業所」という。）の事業者（以下「登録事業者」という。）は、前条第1項の規定により提出した書類又は事業所登録名簿の登録内容に変更が生じたときは、花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業所登録内容変更届（様式第4号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（事業所の廃止及び休止等）

第7条 登録事業者は、登録事業所を廃止若しくは休止又は再開するときは、花巻市障がい者地域生活支援拠点等登録事業所廃止・休止・再開届（様式第5号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（事業所の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業所への登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が虚偽の申請により第5条第3項の規定による登録を受けたとき。
- (2) 登録事業所が第5条第3項の規定による登録を受けた事業の機能を全て担っていないと市長が認めるとき。
- (3) 登録事業者が障害福祉サービス等事業者の指定の取消しを受けたとき。

- 2 市長は、登録事業所の登録を取り消したときは、当該事業所の事業者に対し、文書により通知するものとする。

（サービスに要する費用の算定）

第9条 登録事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に基づき事業の機能の実施に係る費用を算定することができるときは、適正に算定し、請求するものとする。

(記録及び保管)

第10条 登録事業者は、事業の実施内容を記録し、作成した年度の翌年度から起算して5年間当該記録を保管しなければならない。

(記録及び報告書の提出)

第11条 登録事業者は、市長から事業の実施内容の記録及び必要事項を記載した報告書の提出を求められたときは、速やかに当該記録及び報告書を提出しなければならない。

### 第3章 緊急時支援

(緊急時支援登録の申出)

第12条 緊急時支援の登録をしようとする障がい者等(以下「登録申出者」という。)は、花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業緊急時支援登録申出書(様式第6号。次条において「登録申出書」という。)を第3条第2項第1号に規定する相談の機能を担う登録事業者(以下「相談登録事業者」という。)に提出するものとする。

第13条 前条の書類の提出を受けた相談登録事業者は、登録申出者の家族の状況、生活の状況、心身の状態、介護の状況その他緊急時の支援に必要な事項を登録申出者及びその家族等から聞き取り等を行い、緊急時支援の登録が必要と認める場合は、花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業緊急時支援登録個票(様式第7号。以下「登録個票」という。)に登録申出書の写しを添えて、市長に提出するものとする。

(緊急時支援の検討)

第14条 市長は、登録個票を受けたときは、花巻市基幹相談支援センター設置要綱(平成31年花巻市告示第74号)第1条の規定により設置する花巻市基幹相談支援センター及び相談登録事業者による緊急時支援検討会議を開催し、第4条第1項に規定する対象者の要件及び緊急時支援の必要性を確認し、緊急時支援の必要を認める場合は、緊急時を想定した支援方法等を検討し、緊急時に備えるものとする。

(緊急時支援台帳の登録)

第15条 市長は、前条の規定により緊急時支援の必要を認める者(以下「緊急時支援登録者」という。)を花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業緊急

時支援台帳（様式第8号。以下「緊急時支援台帳」という。）に登録するものとする。

（緊急時支援登録者の訪問等支援）

第16条 緊急支援登録者の支援を担当する相談登録事業者（以下「担当相談登録事業者」という。）は、定期的に緊急時支援登録者の訪問等を行い、家族の状況、生活の状況、心身の状態、介護の状況その他緊急時の支援に必要な事項を把握しておかなければならない。

（緊急時支援台帳登録内容の変更）

第17条 担当相談登録事業者は、緊急時支援登録者の状況等の変化により第13条の規定により提出した書類又は緊急時支援台帳に登録した内容を変更するときは、変更内容を記載した登録個票を遅滞なく市長に提出するものとする。

（緊急時支援台帳の登録廃止）

第18条 緊急支援登録者は、緊急時支援台帳の登録を廃止する場合は、花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業緊急時支援台帳登録廃止届（様式第9号）により担当相談登録事業者を経由し、市長に提出するものとする。

（緊急通報装置の設置及び撤去）

第19条 緊急時支援登録者は、緊急時に備え自宅に緊急通報装置の設置が必要であるとき、又は同装置の撤去が必要であるときは、花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業緊急通報装置設置・撤去申出書（様式第10号）により担当相談登録事業者を経由し、市長に提出するものとする。

2 緊急通報装置の設置又は撤去に要する経費は、花巻市の負担とする。ただし、電話回線の引込み及び電話回線維持並びに居住の環境により特別に必要なものについては、緊急時支援登録者の負担とする。

（緊急通報装置の管理）

第20条 緊急時支援登録者及びその家族は、自宅に緊急通報装置が設置されたときは、最善の注意をもって適切に管理しなければならない。

2 緊急時支援登録者及びその家族は、故意又は過失により緊急通報装置に損害を与えたときは、市長に損害の状況を報告し、緊急時支援登録者及びその家族の負担により原状に回復するものとする。

(緊急時支援の手続の特例)

第21条 第12条、第18条及び第19条に規定する手続は、申請者本人に代わり、民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族に行わせることができる。ただし、親族がいない又は行方不明等の特別な事情が認められる場合は、申請者本人が利用契約を締結している指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に行わせることができる。

#### 第4章 雑則

(事業所の遵守事項)

第22条 登録事業所の事業者又は職員若しくは職員であった者は、職務により知り得た障がい者等及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和4年3月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

花巻市長 様

申請者

所在地

法人等名称

代表者職・氏名

花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業所登録申請書

花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所として、次のとおり登録を申請します。

事業所名	
事業所の所在地	〒
事業所の電話番号	
事業所のFAX番号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点等事業において担う機能	<input type="checkbox"/> 相談の機能 <input type="checkbox"/> 緊急時の受入・対応の機能 <input type="checkbox"/> 体験の機会・場の機能 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成の機能 <input type="checkbox"/> 地域の体制づくりの機能

※事前に市担当課と協議してから提出すること。

※運営規程（地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所等であることを規定したものであること。）及び関係書類を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

所在地  
法人等名称  
代表者職・氏名 様

花巻市長



花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業所認定等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所の登録について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 認定する <input type="checkbox"/> 認定しない
事 業 所 名	
事 業 所 の 所 在 地	〒
事 業 所 番 号	
事 業 の 種 類	
地域生活支援拠点等 事業において担う機能	<input type="checkbox"/> 相談の機能 <input type="checkbox"/> 緊急時の受入・対応の機能 <input type="checkbox"/> 体験の機会・場の機能 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成の機能 <input type="checkbox"/> 地域の体制づくりの機能
登 録 年 月 日	年 月 日
備 考	

※認定しないと決定した場合は、その理由を備考に記載すること。



様式第4号（第6条関係）

年 月 日

花巻市長 様

届出者  
所在地  
法人等名称  
代表者職・氏名

花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業所登録内容変更届

花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所として登録を受けた内容について変更したいので、次のとおり届け出します。

登録事業所名		
事業所番号		
事業の種類		
地域生活支援拠点等事業において担う機能	<input type="checkbox"/> 相談の機能 <input type="checkbox"/> 緊急時の受入・対応の機能 <input type="checkbox"/> 体験の機会・場の機能 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成の機能 <input type="checkbox"/> 地域の体制づくりの機能	
《変更の項目》	《変更前》	《変更後》
事業所名		
事業所の所在地	〒	〒
事業所の電話番号		
事業所のFAX番号		
変更の理由		
変更年月日	年 月 日	

※変更の内容を確認できる書類を添付すること。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

花巻市長 様

届出者  
所在地  
法人等名称  
代表者職・氏名

花巻市障がい者地域生活支援拠点等登録事業所廃止・休止・再開届

花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所として登録を受けた事業所を  
廃止・休止・再開したので、次のとおり届け出します。

届出区分	<input type="checkbox"/> 廃止 (廃止日: ) <input type="checkbox"/> 休止 (予定期間: ~ ) <input type="checkbox"/> 再開 (再開日: )
事業所名	
事業所の所在地	〒
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点等 事業において担う機能	<input type="checkbox"/> 相談の機能 <input type="checkbox"/> 緊急時の受入・対応の機能 <input type="checkbox"/> 体験の機会・場の機能 <input type="checkbox"/> 専門的人材の確保・養成の機能 <input type="checkbox"/> 地域の体制づくりの機能

※事業の休止を届け出た事業者は、事業を再開したときに再度届出すること。

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

相談の機能を担う登録事業者

事業所名

代表者職・氏名

様

申出者

住所

氏名

続柄

電話

花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業緊急時支援登録申出書

花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業の緊急時支援の対象者として登録したいので、次のとおり申出します。

緊急時支援登録対象者	住 所	〒		
	氏 名		性別	
	生年月日	年 月 日（ 歳）		
	電 話			
同居家族等	氏 名	続 柄	生 年 月 日	
			年 月 日（ 歳）	
			年 月 日（ 歳）	
			年 月 日（ 歳）	
			年 月 日（ 歳）	
申出理由				

※相談機能事業者確認欄

登録要件	<input type="checkbox"/> 障がい者等と介護者のみが同居する者 <input type="checkbox"/> 障がい者等と同居する者が全て65歳以上である <input type="checkbox"/> 障害に起因して生じた症状により介護者の介護を受けることが困難となるおそれのある者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
------	---



(その2)

◆緊急連絡先

優先	氏名	続柄・関係	生年月日	年齢	連絡先(携帯等)
①					
②					
③					
④					
⑤					
《特記事項》					

◆同居家族

氏名	続柄・関係	生年月日	年齢	連絡先(携帯等)
《特記事項》				

◆同居以外の家族・支援者

氏名	住 所			
	続柄・関係	生年月日	年齢	連絡先(携帯等)
《特記事項》				

(その3)

◆手帳等の状況

《身体障害者手帳》
《療育手帳》
《精神保健福祉手帳》
《精神通院医療》
《障害支援区分》

◆障害福祉サービス等の支給決定・利用状況

支給決定内容	利用事業所名	連絡先

◆成年後見制度等の利用状況

《成年後見制度利用》
《日常生活自立支援事業利用》

◆担当相談支援事業所

事業所名	
住所	
担当者	
連絡先	

◆基幹相談支援センター

事業所名	
住所	
連絡先	

◆健康保険・医療費助成

健康保険			
医療費助成	重度心身障害者医療費助成		
	心身障害児医療費助成		
	自立支援医療	精神通院医療	
		更生医療	
		育成医療	
	特定疾病医療		
その他の助成			

(その4)

◆通院の状況

医 療 機 関	かかり つけ医	主 病 名	通院頻度	服薬有無
主治医：				

◆服薬の状況

《 服 薬 の 有 無 》
《 服 薬 の 内 容 》

◆てんかん発作の状況

《 発 作 の 有 無 》
《 発 作 の 状 況 》
《 発 作 時 の 対 応 》

◆アレルギーの状況

《アレルギーの有無》
《アレルギーの内容》

◆既往歴（主なもの）

--

◆医療に関する特記事項

--

(その5)

◆生活の状況

項 目		介護等の状況	補 足 事 項
食 事	介 護 の 必 要		
	提 供 の 形 態		
	使 用 す る 用 具		
	食 事 の 特 記 事 項		
排 せ つ			
衣 服 の 着 脱			
入 浴			
睡 眠			
移 動			
危 険 の 認 知			
医 療 ケ ア	レスピレーター管理 (人工呼吸器)		
	気管内挿管・気管切開		
	鼻咽頭エアウェイ		
	酸 素 吸 入		
	た ん 吸 引		
	ネ ブ ラ イ ザ ー		
	中 心 静 脈 栄 養 ( I V H )		
	経 管 栄 養 (軽鼻・胃ろうを含む)		
	人 工 透 析 (腹膜灌流を含む)		
	定 期 導 尿		
	人 工 肛 門		
	そ の 他 の 医 療 ケ ア (インスリン・浣腸など)		
	医 療 ケ ア の 特 記 事 項		
意 思 疎 通 の 方 法			
パ ニ ッ ク 時 の 様 子 (要因・対処方法等)			

(その6)

◆緊急時の対応

緊急時の想定 (誰がどのようなとき)	緊急時の行動計画 (時系列に誰がどのように行動するのか)

(その7)

◆本人の将来の生活プラン

何年後 ( 年)	生 活 プ ラ ン (日中活動・居住の場・余暇等)
	《生活プランの実現に向けた取り組み（サービスの利用体験の計画等）》
	《生活プランの実現に向けた取り組み（サービスの利用体験の計画等）》
	《生活プランの実現に向けた取り組み（サービスの利用体験の計画等）》

(その8)

緊急時支援登録の必要性（担当相談支援事業所の意見等）

特記事項（各項目に該当しないもの）

様式第8号（第15条関係）

花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業緊急時支援台帳

台帳番号	緊急時支援登録者	住 所	手帳等の状況	緊 急 時 支 援 計 画	特 記 事 項

様式第9号（第18条関係）

年 月 日

花巻市長 様

届出者  
住所  
氏名  
続柄  
電話

花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業緊急時支援台帳登録廃止届

花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業の緊急時支援の登録を廃止したいので、次のとおり届け出します。

緊急時支援登録者	住 所	〒		
	氏 名		性別	
	生年月日	年 月 日（ 歳）		
	電 話			
廃止理由				

※緊急時支援登録者の担当相談登録事業者を經由して提出すること。

様式第10号（第19条関係）

年 月 日

花巻市長 様

申出者  
住所  
氏名  
続柄  
電話

花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業緊急通報装置設置・撤去申出書

花巻市障がい者地域生活支援拠点等事業の緊急通報装置を 設置 ・ 撤去 したいので、申出  
します。

区 分		<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 撤去		
緊急時 支援 登録者	住 所	〒		
	氏 名		性別	
	電 話			
備 考		※撤去の場合は、理由を記入すること。		

※設置の場合にあっては、設置に必要な書類を添付すること。

※緊急時支援登録者の担当相談登録事業者を経由して提出すること。